

○ 財 務 省 告 示 第 6 号

政 府 資 金 調 達 事 務 取 扱 規 則 (平 成 11 年 大 蔵 省 令
第 6 号) 第 5 条 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 令 和 6
年 12 月 10 日 に 発 行 し た 政 府 短 期 証 券 の 発 行 条 件
等 を 次 の と お り 告 示 す る 。

令 和 7 年 1 月 10 日

財 務 大 臣 臨 時 代 理

国 務 大 臣 村 上 誠 一 郎

- | | | |
|---|---------------------------------|---|
| 1 | 名 称 及 び 記
号 | 国 庫 短 期 証 券 (第 1274 回) |
| 2 | 発 行 の 根 拠
法 律 及 び そ
の 条 項 | 財 政 法 (昭 和 22 年 法 律 第 34 号)
第 7 条 第 1 項 、 財 政 融 資 資 金 法
(昭 和 26 年 法 律 第 100 号) 第 9
条 第 1 項 並 び に 特 別 会 計 に 関 す
る 法 律 (平 成 19 年 法 律 第 23 号)
第 83 条 第 1 項 、 第 94 条 第 2 項 、
同 条 第 4 項 、 第 95 条 第 1 項 、 第
136 条 第 1 項 及 び 第 137 条 第 1
項 |
| 3 | 振 替 法 の 適
用 等 | 社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 関 す る 法
律 (平 成 13 年 法 律 第 75 号 。 以
下 「 振 替 法 」 と い う 。) の 規 定 の
適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 振
替 機 関 は 日 本 銀 行 と す る 。 |
| 4 | 発 行 方 法 | 価 格 を 競 争 に 付 し て 行 わ れ る 入
札 (以 下 「 価 格 競 争 入 札 」 と い
う 。) に よ る 発 行 (以 下 「 価 格 競
争 入 札 発 行 」 と い う 。) 及 び 価 格
競 争 入 札 と 同 時 に 行 わ れ る 入 札
で あ っ て 、 財 務 大 臣 が 各 国 債 市
場 特 別 参 加 者 ご と に 応 募 限 度 額
を 定 め る も の に よ る 発 行 (以 下 |

「国債市場特別参加者・第Ⅰ非
価格競争入札発行」という。)

5 募入決定の
方法

- (1) 価格競争
入札発行 各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。
- (2) 国債市場
特別参加
者・第Ⅰ
非価格競
争入札発
行 各国債市場特別参加者ごとの応
募限度額の範囲内において各申
込みの応募額を割り当てる。

6 発行額

- (1) 価格競争
入札発行 額面金額で 2,775,490,000,000
円
- (2) 国債市場
特別参加
者・第Ⅰ
非価格競
争入札発
行 額面金額で 724,500,000,000 円

7 払込金額

- (1) 価格競争
入札発行 2,771,412,713,300 円
- (2) 国債市場
特別参加
者・第Ⅰ
非価格競
争入札発
行 723,434,985,000 円

8 最低額面金
額

50,000 円

9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和6年12月10日
11	発行価格	
	(1) 価格競争 入札発行	額面金額100円につき99円84 銭7厘以上のそれぞれの応募価 格
	(2) 国債市場 特別参加 者・第I 非価格競 争入札発 行	額面金額100円につき99円85 銭3厘
12	償還期限	令和7年6月10日 ただし、償還期が銀行休業日に 当たるときは、その翌営業日に 償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	元金支払場 所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和6年12月10日